


経過措置期間延長のお知らせ

モルペス[®] 細粒 2%

モルペス[®] 細粒 6%

お得意先各位

 藤本製薬グループ
藤本製薬株式会社

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社ならびに弊社製品に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「モルペス細粒2%・6%」につきましては、2020年12月10日付けで名称変更品『モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包10mg・30mg「フジモト」』が薬価基準に収載されたことに伴い、経過措置品目に移行しております。この度の官報告示（2021年3月5日付 厚生労働省告示第63号）により経過措置期間が延長されましたのでご案内申し上げます。

経過措置期間満了日以降は、保険請求できませんのでご注意ください。

なお、名称変更品『モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包10mg・30mg「フジモト」』を販売していきますので、引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

<経過措置期間が延長される品目>

経過措置品目	現行の経過措置期間満了日	延長後の経過措置期間満了日
モルペス細粒 2%	2021年3月31日	2021年9月30日
モルペス細粒 6%		2022年3月31日

【製品のお問い合わせ先】

藤本製薬株式会社 学術部

TEL：0120-225-591 FAX：0120-116-026

受付時間：月～金 9：00～17：00（土日・祝日及び弊社休業日を除く）